

令和4年4月1日現在

届出により算定が可能となる加算について

加算名・単位・対象サービス等	算定要件等
地域生活支援拠点等相談強化加算(700単位/月) 【計画相談支援・障害児相談支援】	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れ対応を行った場合(月4回を限度)
地域体制強化共同支援加算(2,000単位/月) 【計画相談支援・障害児相談支援】	地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報提供を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合
緊急短期入所受入加算(180単位/日)【短期入所】	緊急利用を受け入れた場合、当該緊急利用者のみ加算。原則7日間(やむを得ない事情がある場合14日間)。※拠点届出なくとも算定可
定員超過特例加算(50単位/日)【短期入所】	定員を超えて緊急利用を受け入れた場合、利用者全員につき算定可。10日を限度。※拠点届出なくとも算定可
地域生活支援拠点等に係る加算(100単位/日)【短期入所】	拠点等の届出があり、利用開始日に加算
体験利用支援加算 【生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A、B型】	500単位/月(～5日)、250単位/月(6～15日) ※拠点等の届出ある場合+50単位
体験利用加算 【地域移行支援】	500単位/月(～5日)、250単位/月(6～15日) ※拠点等の届出ある場合+50単位
体験宿泊支援加算 【施設入所支援】	120単位/日
体験宿泊加算 【地域移行支援】	I 300単位/日、II 700単位/日 ※拠点等の届出ある場合+50単位
緊急時対応加算 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括等支援】	100単位/回 ※拠点等の届出ある場合+50単位
緊急時支援加算I 【自立生活援助】	※拠点等の届出ある場合+50単位
緊急時支援費I 【地域移行支援】	※拠点等の届出ある場合+50単位